

多可町環境保全条例施行規則

平成 年 月 日
規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、多可町環境保全条例（平成21年多可町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則による用語の意義は、条例の例による。

(規制基準)

第3条 条例第4条第1項の規定により、別表第1のとおり規制基準を定める。

(工場等の設置又は変更の届出)

第4条 条例第18条第1項の規定による届出は、工場等設置（変更）届出書（様式第1号）によってしなければならない。

(廃止届)

第5条 条例第21条の規定による届出は、廃止届出書（様式第2号）によってしなければならない。

(承継届)

第6条 条例第22条第3項の規定による届出は、承継届出書（様式第3号）によってしなければならない。

(事故届)

第7条 条例第25条第2項の規定による届出は、事故届出書（様式第4号）によってしなければならない。

(事故復旧措置完了届)

第8条 条例第25条第3項の規定による届出は、事故復旧措置完了届出書（様式第5号）によってしなければならない。

(家畜飼養施設の規制基準)

第9条 条例第40条の規定により家畜飼養施設の設置者が遵守すべき規制基準は、別表第2のとおりとする。

(家畜飼養施設の設置又は変更の届出)

第10条 条例第41条第1項による届出は、家畜飼養施設設置（変更）届出書（様式第6号）によってしなければならない。

(身分証明書)

第11条 条例第47条第2項による身分証明書は、様式第7号のとおりとする。

(届出書の提出部数等)

第12条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し1部を添えてしなければならない。

2 法令等（兵庫県条例含む。）の規定に基づいて前項の届出書に相当する書類等が町を経由して関係機関に提出される場合及び町が受理することとなる場合は、当該書類の提出を持って前項の書類の提出に代えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は平成22年4月1日から施行する。
(中町美しいまちづくり条例施行規則の廃止)
- 2 中町美しいまちづくり条例施行規則(平成14年中町規則第16号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

工場等に関する規制

(1) 汚水に関する排出基準

項目等		許容限度	
健康項目	1 カドミウム及びその化合物	1 ㍻につきカドミウムとして0.05mg	
	2 シアン化合物	1 ㍻につきシアンとして 1mg	
	3 有機燐化合物	1 ㍻につき 1mg	
	4 鉛及びその化合物	1 ㍻につき鉛として 0.1mg	
	5 六価クロム化合物	1 ㍻につき六価クロムとして 0.5mg	
	6 ひ素及びその化合物	1 ㍻につきひ素として 0.1mg	
	7 水銀及びアルキル水銀その他の化合物	1 ㍻につき水銀として 0.005mg	
	8 アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
	9 ベンゼン	1 ㍻につき 0.1mg	
一般項目	1 水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上8.6以下	
	2 生物化学的酸素要求量	1 ㍻につき 100mg(日間平均80mg)	
	3 化学的酸素要求量	1 ㍻につき 100mg(日間平均80mg)	
	4 浮遊物質	1 ㍻につき 90mg(日間平均70mg)	
	5 ノルマルヘキサン抽出物質	鉍油類	1 ㍻につき 5mg
		動植物油脂類	1 ㍻につき 20mg
	6 フェノール含有量	1 ㍻につき 5mg	
	7 クロム含有量	1 ㍻につき 2mg	
	8 溶解性鉄含有量	1 ㍻につき 10mg	
	9 溶解性マンガン含有量	1 ㍻につき 10mg	
	10 ふっ素含有量	1 ㍻につき 15mg	
	11 銅含有量	1 ㍻につき 3mg	
12 亜鉛含有量	1 ㍻につき 5mg		
13 大腸菌群数	日間平均 1cm ³ につき 3,000個		

備考

- 1 この表に掲げる一般項目に係る排出基準は、1日当たり最大排水量が20立方メートル以上の工場等に係る排水水について適用する。ただし、法令等の排出基準の適用を受ける工場等については、この限りではない。

- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 「検出されないこと」とは、排水の汚染状態を測定した場合において、当該検出方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この表に掲げる項目に係る数値の検定は、排水基準を定める省令第2条に基づき環境大臣が定める方法（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号））によるものとする。

(2) 騒音の規制基準

時間の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
区域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時 まで
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50

備考

- 1 この表の第2種区域及び第3種区域の区分を表示する図面は、生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 2 第2種区域及び第3種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 3 測定場所は、騒音を発生する工場等の敷地の境界線上とする。
- 4 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 6 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合はその指示値とする。

- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(3) 振動の規制基準

時間の区分	昼 間	夜 間
区域の区分	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

備考

- 1 規制地域及び区域の区分を表示した図面は、生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 2 第1種区域又は第2種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 3 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 4 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定値の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第2（第9条関係）

家畜飼養施設の規制基準

（1） 家畜飼養施設の管理基準

- ア 家畜飼養施設及び附帯施設の清掃管理を適正に行うこと。特に畜舎内には糞等が溜まり過ぎないように常に除糞等清掃作業を励行すること。
- イ 糞等汚物は、敷地内といえども屋外に放置又は堆積させないこと。
- ウ 敷地内は、常に清潔にし周囲の環境を阻害しないよう十分な管理を行うこと。

（2） 家畜飼養施設に係る設備基準

家畜の種類	家畜飼養施設の構造
牛・馬・豚 ・めん羊・ 山羊	<p>(1) おがくず等の使用により糞尿を処理する場合は、畜舎の床をコンクリート床とし、床面から0.5m以上の高さまでの壁面は不浸透性モルタル等で被い、畜舎内の尿が外部へ流出しない構造にすること。</p> <p>(2) 畜舎に接続して家畜の運動場（放牧場を含まない）を設置する場合は、スレート又はトタン板等による屋根を設けて雨水の浸入を防ぎ、床面はコンクリート床として壁面は床面から0.5m以上の高さまで不浸透性モルタル等で被い、尿が外部へ流出しない構造又はこれと同等以上の構造にすること。</p> <p>(3) 尿を蒸散処理方式等により処理する場合は、前(1)又は(2)の構造のほか、床面に有蓋排水溝を設け、畜舎内の尿が汚水溜に流入する構造にすること。</p> <p>(4) 糞等の汚物は、密閉式乾燥施設及び焼却処理施設又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設置し、副次公害を発生しない方法により処理すること。（農地還元利用が可能な場合は除く。ただし、十分な覆土を要する。）</p> <p>(5) 堆肥舎は、密閉構造とし、床面及び壁面は不浸透性モルタル等で被覆すること。</p>
鶏（100羽以上） ・あひる （50羽以上）	<p>(1) 汚水溜は、コンクリート密閉構造とし、固液分離装置を施して適正に処分すること。</p> <p>(2) 上欄の(1)から(5)までに掲げる構造等に準ずること。</p>
その他	町長が必要と認める設備。
備考 この基準は、新規に設置する家畜飼養施設について適用する。ただし、他に法令等で定めのある場合は、この限りでない。	

様式第1号

年 月 日				
多可町長 様				
住所 氏名				
印				
工事等設置（変更）届出書				
多可町環境保全条例第18条第1項の規定により、次のとおり 関係書類を添えて届け出ます。				
工場等の名称				
工場等の所在地				
工場等の敷地面積	㎡	用途地域等の種類		
業種・作業の種類	主要生産品目			
工事着工予定	年 月 日	工事完了予定	年 月 日	
主な設置機械の種類	型 式	公称能力	設置数	作業時間 時～ 時
※整理番号			※審査	年 月 日 印

- (注意)
- 1 付近見取図、敷地内の建物配置図を添付すること。
 - 2 ばい煙等の処理系統図を添付すること。
 - 3 変更の場合は赤黒で対照できるように記入すること。
 - 4 その他町長が必要と認める書類を添付すること。

様式第2号

年 月 日			
多可町長		様	
		住 所	
		氏 名	印
廃 止 届 出 書			
多可町環境保全条例第21条の規定により、工場等の使用を 廃止したので届け出ます。			
工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等の廃止年月日			
摘 要			
※整理番号		※受理年月日	

様式第3号

年 月 日	
多可町長 様	
住所 氏名 印	
承 継 届 出 書	
多可町環境保全条例第22条第3項の規定により、次の地位を承継したので届け出ます。	
工場等の名称	
工場等の所在地	
承継年月日	
承 継 者	住 所
	氏 名
被 承 継 者	住 所
	氏 名
承 継 の 理 由	
摘 要	
※整理番号	※受理年月日

様式第4号

年 月 日	
多可町長 様	
住所 氏名 印	
事 故 届 出 書	
多可町環境保全条例第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
工場等の名称	
工場等の所在地	
事故の発生日時	
事故の原因	
事故の状況 及び被害の程度	
事故の応急措置 の内容、復旧 工事の計画等	
事故の復旧措置の 完了予定年月日	
摘 要	
※整理番号	
※受理年月日	

- (注意)
- 1 復旧措置が完了したときは、速やかに届け出てください。
 - 2 この用紙に書ききれない場合は、別紙に記載して添付してください。

様式第5号

年 月 日	
多可町長 様	
住 所 氏 名	
印	
事故復旧措置完了届出書	
多可町環境保全条例第25条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。	
工場等の名称	
工場等の所在地	
事故の発生日時	
事故の復旧措置完了日	
事故届出後の被害の経過	
事故の復旧措置の内容	
今後の再発防止策	
摘 要	
※整理番号	
※受理年月日	

(注意) この用紙に書ききれない場合は、別紙に記載して添付してください。

様式第6号

年 月 日			
多可町長 様		住所 氏名 印	
家畜飼養施設設置（変更）届出書			
多可町環境保全条例第41条第1項の規定により、次のとおり 関係書類を添えて届け出ます。			
家畜飼養施設名			
家畜飼養施設所在地			
家畜の種類、飼養数			
工事着工予定	年 月 日	工事完了予定	年 月 日
摘 要			
※整理番号		※審 査	年 月 日 印

(注)

- 1 付近見取図及び敷地内の建物配置図を添付すること。
- 2 排水等の処理系統図を添付すること。
- 3 変更の場合は、赤黒で対照できるように記入すること。

様式第7号

表	9 cm	6 cm
	第 号 立 入 検 査 証	
	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	所 属 職 名 氏 名
	上記の者は、多可町環境保全条例第47条第1項の規定により、立入検査等を行う者であることを証明する。	
	年 月 日	多可町長 印
裏	多可町環境保全条例（抜粋）	
	（立入検査及び立入調査） 第47条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、関係 職員に工場等、家畜飼養施設、その他類する施設に立ち入り、関係書類、機械、設備、建築物その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し、若しくは検査し、又は関係者に対し、必要な指示又は指導を行わせることができる。	